

人事委員会規則七―三（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和七年三月二十八日

人事委員会規則七―三（管理職手当）の一部を改正する規則
 人事委員会規則七―三（管理職手当）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

秋田県人事委員会委員長 西野 三紀子

改正後

別表第一（第二条関係）																				
組織					職															
本庁					職															
知事					職															
部局					職															
略	略	産業技術センター	略	動物愛護センター支所	略	動物愛護センター	略	略	略	読書・文化活動推進監	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	所長	略	支所長	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略		略	五種	略	略														

改正前

別表第一（第二条関係）																				
組織					職															
本庁					職															
知事					職															
部局					職															
略	略	産業技術センター	略	動物愛護センター	略	略	略	略	略	読書・文化活動推進監	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	上級主席研究員	略		略	略	略	略	略	読書・文化活動推進監	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略		略		略	略														

備考
略

略

略

略

備考
略

略

略

略

附 則
この規則は、令和七年四月一日から施行する。